

**「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」
及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書
(平成16年度)」についての助言等及び博覧会協会の見解**

1 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての経済産業大臣の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>1 . 追跡調査報告書に記載された解体・撤去工事の環境保全措置を実施するに当たっては、以下の点に留意しながら、一層の環境保全に努めること。</p> <p>動植物のモニタリング調査において、監視目標と異なる状況が認められた場合には、その時点の周辺の工事や環境の状況等を把握しておくなど、必要に応じて環境保全措置の改善に資するような調査に努めること。</p>	<p>動植物のモニタリング調査において、監視目標と異なる状況が認められた場合には、その時点の周辺の工事や環境の状況等を把握するなど、必要に応じて環境保全措置の改善に資するような調査に努めてまいります。</p>
<p>水質について、沈砂池からの放流水の濁度が監視目標を超えることがあることから、その原因を検討し、必要な環境保全措置を実施し、水質管理を適切に行うこと。</p>	<p>建設工事中の、沈砂池からの放流水の濁度が監視目標を超えることがあったことから、管理目標超過の原因を検討し、必要な環境保全措置を実施し、水質管理を適切に行ってまいります。</p>
<p>2 . 概要版を含め報告書の作成に当たっては、一般の国民に正確に理解してもらえよう、分かりやすい記述や説明を心掛けること。</p>	<p>2 . 博覧会協会が作成する報告書等の作成に当たっては、一般国民の方々に報告書等を正確に理解していただけるよう、わかりやすい記述や説明に心掛けてまいります。</p>
<p>3 . 本環境影響評価手続きにおいては、「人と自然の共生」という理念の実現の観点から、単なる環境影響の評価にとどまらず、影響の回避・低減努力や事業計画へのフィードバックも基本的には十分に行われてきたと判断される。今回、獲得された新たな知見、ノウハウ等が21世紀における人類共通のモデルとなり、将来の類似の事業における環境影響評価手続きにおいて活用されるよう、これまで実施してきた一連の環境影響評価について総括を適切に行うこと。</p>	<p>3 . 愛・地球博における環境影響評価については、環境影響評価法の趣旨を先取りし、同法の手続きに留まらない様々な取り組みをこれまで行ってまいりました。これらの取り組みを通じて、これまでに得られた知見、ノウハウ等が、将来の類似の事業において活用されることで、愛・地球博の成果が継承されることは大きな歴史上の意義を有すると考え、来年秋を目途に、総括を適切に行ってまいります。</p>
<p>4 . 平成17年9月1日付けの環境大臣助言(別添)において述べられた事項についても適切な対応を検討すること。</p>	<p>4 . 環境大臣からのご助言において述べられた事項についても以下のとおり、適切に対応してまいります。</p>
<p>(以下、環境大臣助言)</p>	
<p>2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価については、平成14年5月に「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書(案)」に対する</p>	<p>事業の実施に当たっては、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書(案)」に対する環境大臣意見及び今回の報告書を含めたこれ</p>

助 言	見 解
<p>環境大臣意見（以下、「平成14年環境大臣意見」）、並びに「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その1)」、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)」、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)」、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その3)」、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)」に対する環境大臣助言を述べたところであり、これについては引き続き適切に対処される必要がある。この意見、助言に加え、今般、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」(以下、「追跡調査報告書」)及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」(以下、「モニタリング報告書」)が送付されたことから、環境保全上必要な助言を下記のとおり述べるものである。</p>	<p>までの報告書に対する環境大臣助言を踏まえ、引き続き適切に対処してまいります。</p>
<p>1 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」 (1) 解体されずに残る施設や解体・撤去工事に伴う発生材の再利用先など、報告書において未確定とされている部分を明らかにしつつ、以下の措置を実施する必要がある。 万博会場および駐車場周辺の一部沿道においては、浮遊粒子状物質が現状において高い水準であることから、工事用車両の運搬ルート及び運搬時期の分散化などの対策について実効ある具体策を、発生材の運搬先などの決定段階ごとに十分に検討し、実施すること。</p>	<p>1 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」 (1) 万博会場及び駐車場周辺の一部沿道においては、浮遊粒子状物質が現状においても環境基準値を上回っていることから、工事用車両の運搬ルート及び運搬時期の分散化などの対策について実効ある具体策を、発生材の運搬先などが決定した段階ごとに十分検討し、実施してまいります。</p>
<p>解体・撤去工事で発生する廃棄物等のリユース及びリサイクルの方法を十分検討するとともに、その検討結果を踏まえた行動計画及び環境配慮に関するガイドラインを早急に策定・公表し、それらに基づき適切に実施すること。</p>	<p>平成17年9月14日に「2005年日本国際博覧会における廃棄物等の発生抑制・リサイクル及び地球温暖化防止対策行動計画(解体撤去編)」及び「環境配慮に関するガイドライン(解体撤去編)」を策定・公表しました。今後、それらに基づき適切に実施してまいります。</p>

助 言	見 解
<p>(2) 追跡調査（予測・評価）は今回の報告書で最後となるが、これまでに蓄積された環境保全のための知見が将来にわたり有効に活用されていくことが、博覧会の趣旨からも極めて重要なことから、以下の措置を実施する必要がある。</p> <p>追跡調査やモニタリング調査を含めた環境保全のための知見について、解体・撤去工事後の会場跡地の管理予定者や地域住民などとの情報共有を十分に図ること。</p>	<p>す。</p> <p>(2)</p> <p>追跡調査やモニタリング調査を含め、これまでの環境影響評価を通じて得られた環境保全のための知見について、解体・撤去工事後の会場跡地の管理予定者や地域住民などとの情報共有を十分に図ってまいります。</p>
<p>今後のモニタリング調査が適切になされることを含め、必要に応じて、解体・撤去工事後も会場跡地の適切な環境保全がなされるよう、会場跡地の管理予定者等と十分に調整すること。</p>	<p>今後のモニタリング調査が適切になされることを含め、必要に応じて、解体・撤去工事後も会場跡地の適切な環境保全がなされるよう、会場跡地の管理予定者等と十分に調整してまいります。</p>
<p>2 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成16年度）」</p>	<p>2 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成16年度）」</p>
<p>(1) 会期終了後においても、モニタリング調査計画に基づき適切にモニタリングを実施すること。また、専門家の意見等も参考にしつつ、必要に応じてモニタリング項目の追加を検討し、それに基づき適切に実施すること。</p>	<p>(1) 会期終了後においても、モニタリング調査計画に基づき適切にモニタリングを実施し、専門家のご意見等も参考にさせていただきながら、必要に応じてモニタリング項目の追加を検討し、それに基づき適切に実施してまいります。なお、長久手会場における「ギフチョウ・モンゴリナラに着目した公園型里地生態系」については森林体感ゾーン内での大きな撤去工事が行われなくなったことから解体撤去工事中进行うこととしました。</p>
<p>(2) 建設工事中の放流水の水質については、平成16年度においても管理目標値を超過した日が多いことから、その原因を詳細に分析した上でさらなる対策を検討し、その結果を踏まえ、解体・撤去工事中の放流水の水質管理を適切に実施すること。</p>	<p>(2) 建設工事中の放流水の水質については、平成16年度のモニタリング調査結果を踏まえ、管理目標値超過の原因を把握した上でさらなる対策を検討してまいります。また、その結果を踏まえ、解体工事中の放流水の水質管理を適切に実施してまいります。</p>

2 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての愛知県知事の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)	
<p>1 共通事項</p> <p>(1) 事業の実施に当たっては、これまでの知事意見及び知事助言を踏まえることはもとより、報告書に記載されている環境保全措置の徹底を図ることなどにより、環境保全について十分に配慮すること。</p> <p>また、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じること。</p>	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 事業の実施に当たっては、これまでの知事意見及び知事助言を踏まえるとともに、報告書に記載した環境保全措置を徹底し、その管理に努めるなど、環境保全について十分に配慮してまいります。</p> <p>なお、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>(2) 博覧会協会が整備した施設について全部撤去する計画で環境影響評価を行っているが、今後、残される施設が明らかになった段階で、工事計画が変更となった場合においても、工事最盛期の工事量が增大しないよう、工事の平準化を図ること。</p>	<p>(2) 現段階では想定しうる最大規模の影響をアセスメントしていますが、残される施設が明らかになり工事計画を変更する場合でも、工事最盛期の工事量は増大させないよう工事の平準化を図ってまいります。</p>
<p>2 大気質、騒音及び振動</p> <p>(1) 工事の実施に当たっては、近傍に住宅などが立地しているところもあることから、大気質、騒音及び振動に係る周辺的生活環境への影響を低減するため、建設機械の配置や作業時間に十分配慮するとともに、低公害型の建設機械を積極的に導入すること。</p>	<p>2 大気質、騒音及び振動</p> <p>(1) 工事の実施に当たっては、記載した環境保全措置を徹底し、近傍の住宅、学校等の立地状況を勘案して建設機械の配置や作業時間に配慮し、低公害型の建設機械を積極的に導入してまいります。</p>
<p>(2) 工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質及び騒音に係る予測結果では、環境基準を上回る地点があることから、工事用車両の走行台数の平準化を図るとともに、最新規制適合車などを積極的に導入すること。</p>	<p>(2) 工事の実施に当たっては、記載した環境保全措置を徹底し、工事用車両の走行台数の平準化を図るとともに工事用車両に最新規制適合車などを積極的に導入するよう工事関係者に働きかけてまいります。</p>
<p>(3) 7号支柱の撤去工事にはヘリコプターを利用することとしているが、近傍に住宅地があることから、騒音の影響を低減するため、飛行経路や向き、時間などに十分配慮すること。なお、飛行日程等について住民に事前に周知徹底を図ること。</p>	<p>(3) 7号支柱の撤去工事にあたっては、ヘリコプター利用による騒音の影響を低減させるため、飛行経路や向き、飛行時間などに配慮するとともに、ヘリコプターの運行にあたっては、事前に運行計画について付近の住民の方々にお知らせいたします。</p>
<p>3 水質</p> <p>(1) 工事中の降雨時における流出水について、平成16年度のモニタリング調査においても濁水の管理目標値を超えることがあったことから、濁水の発生を極力抑えるた</p>	<p>3 水質</p> <p>(1) 工事中の降雨に伴う流出水については、平成16年度のモニタリング調査結果を踏まえ、濁水の発生を極力抑えるため、沈砂池の維持管理を徹底することはもとより、</p>

助 言	見 解
<p>め、沈砂池等の維持管理を徹底することはもとより、濁水の状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。</p>	<p>降雨時における巡回監視等の徹底、沈砂池内に竹そだろ過柵などの土砂沈降を促進する沈殿処理対策等を実行可能な範囲で取り入れていくとともに、濁水の発生状況を的確に把握し、必要に応じ沈砂池の数や容量を増やすなど適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>(2) 整地工事が終了した後に裸地となる区域については、地域の自然環境に配慮した早期緑化をするなど土砂の流出防止対策を徹底すること。</p>	<p>(2) 整地工事が終了し裸地となる区域については、速やかな転圧や土木シートによる養生、裸地の早期緑化など適切な土砂流出防止工を実施することとしています。裸地の早期緑化に関する地域の自然環境への配慮につきましては、会場跡地の整備計画と整合を図る必要があることから、会場跡地の管理予定者と調整してまいります。</p>
<p>4 動物、植物 工事の実施に当たっては、注目すべき動植物に対する環境保全措置の徹底を図るとともに、モニタリング調査により工事中の生息・生育状況を的確に把握し、必要に応じ、専門家の意見を聞きつつ適切な措置を講じること。</p>	<p>4 動物、植物 工事の実施に当たっては、注目すべき動植物に対する環境保全措置の徹底を図るとともに、モニタリング調査により工事中の生息・生育状況を的確に把握し、必要に応じ、専門家のご意見をお聞きし、適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>5 廃棄物等 工事の実施に当たっては、廃棄物等の発生を抑制することはもとより、より一層リユース・リサイクルを徹底するとともに、リユース・リサイクルできないものについては、適正に処理すること。</p>	<p>5 廃棄物等 工事の実施に当たっては、平成17年9月14日に策定・公表した「2005年国際博覧会における廃棄物等の発生抑制・リサイクル及び地球温暖化防止対策行動計画（解体撤去編）」及び「環境配慮に関するガイドライン（解体撤去編）」に基づき、廃棄物等の発生を抑制するとともに、より一層リユース・リサイクルを徹底してまいります。なお、リユース・リサイクルできないものについては、関係法令に基づき適正に処理してまいります。</p>
<p>6 その他 (1) 報告書に記載した環境保全措置が確実に実施されるよう、その内容を工事施工業者などの工事関係者に対し周知徹底を図ること。</p>	<p>6 その他 (1) 報告書に記載した環境保全措置が確実に実施されるよう、その内容を工事施工業者などの工事関係者に対し周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>(2) 関係市町長からの助言に対しては、適切な対応を図ること。</p>	<p>(2) 関係市町長からいただいたご助言に対しても、適切な対応を図ってまいります。</p>
<p>(3) 住民などからの環境に関する要望などに対しては、適切な対応を図ること。</p>	<p>(3) 住民の方々などからの環境に関する要望などをいただいた場合には、今後とも、適</p>

助 言	見 解
	切に対応してまいります。
環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成16年度）	
(1) モニタリング調査において、予測結果や環境基準値等を超えた場合には、速やかに愛知県知事及び関係市町長に報告するとともに、専門家の意見を聞くなどして原因究明を行い、必要に応じ適切な措置を講じること。	(1) モニタリング調査結果が予測結果や環境基準値等を超えた場合には、速やかに愛知県知事及び関係市町長に報告するとともに、専門家のご意見をお聞きするなどして原因究明を行い、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。
(2) 関係市町長からの助言に対しては、適切な対応を図ること。	(2) 関係市町長からいただいたご助言に対しても、適切な対応を図ってまいります。
(3) 住民などからの環境に関する要望などに対しては、適切な対応を図ること。	(3) 住民の方々などからの環境に関する要望などをいただいた場合には、今後とも、適切に対応してまいります。

3 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての関係市町長の助言及び博覧会協会の見解

(1)「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての瀬戸市長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
1 環境影響評価全般	
<p>博覧会関連施設の解体撤去にあたっては、環境影響評価書並びに今回の追跡調査報告書(その5)を含めたこれまでの追跡調査報告書に記載されている環境の保全のための措置を適切に実施すること。また、これまでの市長意見や市長助言を踏まえ、今後とも住民の生活環境、動植物の生息・生育環境等へのさらなる影響の回避・低減に努めること。</p>	<p>解体撤去工事の実施にあたっては、環境影響評価書並びに今回の追跡調査報告書(その5)を含めたこれまでの追跡調査報告書に記載した環境保全のための措置を適切に実施するとともに、今後とも住民の方々の生活環境及び動植物の生息・生育環境等へのさらなる影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
2 環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)	
<p>(1) 解体撤去工事については、会場整備時と比較して工事用機械や車両が短期間に集中することから、計画的かつ効率的な運用に努めること。特に、報告書の予測及びモニタリング調査結果において、浮遊粒子状物質、騒音が環境基準を超えている本市の道路状況について十分留意し、工事用車両の効率化、分散化、より環境への負荷の小さい工事用車両の利用促進など負荷の低減に努めること。</p>	<p>(1) 解体撤去工事にあたっては、工事用機械の計画的かつ効率的な運用に努めると同時に、貴市の沿道環境において大気質及び騒音が環境基準を超えている状況に十分留意し、工事関係者には、搬入搬出車両の効率のよい運行や低公害車・最新規制適合車等の導入を積極的に働きかけるなど、負荷の低減に努めてまいります。</p>
<p>(2) ゴンドラ7号支柱の撤去に伴うヘリコプター騒音に関しては、飛行時間帯や回数、飛行時間等に極力配慮し、周辺住民に対する騒音の影響の低減に努めること。また、飛行日程等の周知徹底を図ること。</p>	<p>(2) 7号支柱の撤去工事にあたっては、ヘリコプター利用による騒音の影響を低減させるため、飛行経路や向き、飛行時間などに配慮するとともに、ヘリコプターの運行にあたっては、事前に運行計画について付近の住民の方々にお知らせいたします。</p>
<p>(3) 瀬戸会場工区及び会場間ゴンドラ工区周辺のオオタカ、ハチクマ、ムササビ等の注目すべき動植物については、今後とも引き続きモニタリングを行うとともに十分に配慮し、必要に応じて専門家等の意見も踏まえ、適切な対応を図ること。</p>	<p>(3) 瀬戸会場工区及び会場間ゴンドラ工区周辺のオオタカ、ハチクマ、ムササビ等の注目すべき動植物については、環境影響評価書に記載した追跡調査計画に従い、今後とも引き続きモニタリング調査を実施し、十分にその生息環境に配慮するとともに、必要に応じて専門家等の意見を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>
<p>(4) 解体撤去工事の実施にあたっては、環境の保全のための措置を適切に実施できるよ</p>	<p>(4) 解体撤去工事の実施にあたっては、環境配慮事項を、工事関係者に対して十分に説</p>

助 言	見 解
う工事関係者に対して十分に説明するなど、環境配慮事項を周知徹底した上で行うこと。	明するなどにより、工事関係者に環境配慮事項を周知徹底するよう努めてまいります。
3 環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成16年度）	
(1) 追跡調査計画に基づき、環境モニタリング調査を適切に実施するとともに、必要に応じて、情報の提供や調査結果に基づいた環境保全措置など速やかな対応を図ること。	(1) 追跡調査計画に基づき、環境モニタリング調査を適切に実施してまいります。また、必要に応じて、速やかに情報の提供や調査結果に基づいた環境保全措置など速やかな対応を図ってまいります。
(2) 放流水の濁度などモニタリング調査において異常な値等が確認された場合は、ただちに原因究明を行うとともに、博覧会事業が原因と考えられる場合は、早急に必要な措置を講じること。また、必要に応じて監視を強化し、再発の防止に努めるなど、適切に対応すること。	(2) 今後のモニタリング調査において、異常な値等が認められた時には、速やかに専門家のご助言・ご指導を得ながら原因究明を行い、博覧会事業が原因と考えられる場合には早急に必要な措置を講じ、必要に応じて監視を強化するとともに再発の防止に努めてまいります。
4 その他	
(1) 本博覧会に係る環境影響評価で得られた環境情報は、今後、本市の環境の保全及び活用等に十分有効なものであるため、関連情報の整理・提供に努めること。	(1) 本博覧会に係る環境影響評価で得られた知見や環境情報につきましては引き続き整理し、必要に応じて専門家のご助言・ご指導を得て分析を行い、それらの結果を公表してまいります。
(2) 報告書に寄せられた助言等を十分検討し、事業者としての対応を明らかにするとともに、住民等からの環境に関する要望などに対しては適切に対応すること。	(2) 今回いただいたご助言や住民の方々などから寄せられた意見について十分検討し、博覧会協会の見解を取りまとめ、公表いたしました。また、今後とも住民の方々からの環境保全に係る要望については適切に対応してまいります。
(3) 本市の環境への影響に関して、新たな事実が確認された場合や予測しえなかった著しい環境上の問題が生じた場合は、速やかに関係機関等と十分調整し、適切な対応を図ること。	(3) 環境への影響に関して、新たな事実が確認された場合や事前に予想し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、貴市等関係機関と調整し、必要に応じて適切な措置を講じてまいります。

(2)「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての長久手町長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)	
1 全体事項	
(1) 長久手町環境基本条例に基づき策定した環境基本計画を踏まえ、事業者としての責務を誠実に果たすこと。	(1) 長久手町の環境基本計画を踏まえ、誠実に事業に取り組んでまいります。
(2) 事業の実施にあたっては、本報告書に記載されている環境保全措置を徹底し、環境影響の回避又は低減に努めること。	(2) 事業の実施にあたっては、本報告書に記載した環境保全措置を徹底することにより、環境への影響の回避・低減に努めてまいります。
(3) 工事車両に伴う生活環境への影響が一定程度見込まれると予想されることから、住民の生活環境への影響の低減に努めること。	(3) 工事関係者には、搬入搬出車両の効率のよい運行や低公害車・最新規制適合車等の導入を積極的に働きかけるなど、住民の生活環境への影響の低減に努めてまいります。
2 個別事項	
(1) 住宅に隣接して工事を実施する箇所については、必要に応じて防音・防塵対策を講じるなど住民の生活環境への影響に配慮すること。	(1) 住宅に隣接して工事を実施する箇所については、必要に応じて防音・防塵対策を講じるなどして、住民の生活環境への影響に配慮してまいります。
(2) 長久手会場工区の工事に伴う排水・土砂流出防止については、保全対策を徹底し適切に管理するとともに、沈砂池及び既存排水施設から工区内の池(農業用ため池)への濁水の流入を防止するための措置を講じ、放流先となる香流川の水質保全に努めること。また、沈砂池の沈殿処理対策については、濁水を竹そだでろ過し、滞留時間を長くするなど効果の高い対策を講じること。	(2) 長久手会場工区の工事に伴う排水・土砂流出防止については、過去のモニタリング調査結果を踏まえて、保全対策を徹底し沈砂池等を適切に管理するとともに、工区内の池への濁水の流入を防止するための措置を講じてまいります。また、工事により発生する濁水による香流川への影響を低減してまいります。沈砂池の沈殿処理対策については、竹そだろ過柵、砕石ろ過柵等の対策を講じてまいります。
(3) 長久手会場工区において解体工事終了時に裸地が存在する地区については、濁水が工区内の池及び下流域の香流川に流出しないよう、裸地の表面を保護するなど適切な環境保全措置を行うこと。	(3) 長久手会場工区において解体工事終了時に裸地が存在する地区については、濁水が工区内の池及び下流域の香流川に流出しないよう、速やかな転圧や土木シートによる養生など適切な環境保全措置を講じてまいります。
(4) 自家用車駐車場工区で農地に復旧する駐車場については、工事に伴う排水・土砂流出の防止に努め、濁水が下流域の河川に流出しないよう保全対策を徹底するとともに、適切な管理に努めること。	(4) 自家用車駐車場工区で農地に復旧する駐車場については、濁水が下流域の河川に流出しないよう保全対策を徹底するとともに、適切な管理を努めてまいります。

助 言	見 解
2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成16年度）	
1 全体事項	
(1) 引き続き環境保全措置を徹底して事業を実施し、環境影響を確認するとともに、必要に応じて適切な対応を図ること。	(1) 引き続き環境保全措置を徹底して事業を実施してまいります。また、モニタリング調査により環境への影響を確認するとともに、必要に応じて適切な措置を講じてまいります。
(2) モニタリング調査結果が予測結果や環境基準値を超えた場合には、速やかに報告すること。	(2) モニタリング調査結果が予測結果や環境基準等を超えた場合には、速やかにご報告いたします。
2 個別事項	
(1) 会場建設時の放流水の濁度調査結果によれば、管理目標値を超えていたことから、解体工事中においては、濁水発生対策を徹底し、放流先となる香流川の水質保全に努めること。	(1) 過去の環境モニタリング調査結果を踏まえて、解体工事中においては、濁水の流出対策を徹底し、放流先となる香流川の水質保全に努めてまいります。

(3) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての豊田市長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
1 2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)について	
(1) 共通事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・報告書に記載されている環境保全措置等を徹底することで、環境保全について十分に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書に記載した環境保全措置等を徹底し、環境保全について十分配慮してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中において、予想し得ない環境への影響が生じた場合は、関係機関と調整し、適切な措置を講じるとともに、周知に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中において、予想し得ない環境への影響が生じた場合には、関係機関と調整し適切な措置を講じるとともに、その周知に努めてまいります。
(2) 個別事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行において、豊田市八草町の浮遊粒子状物質と道路交通騒音、豊田市猿投町神郷及び別所の道路交通騒音が環境基準を上回っているため、可能な限り環境負荷の低減に向けた対応に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴市の沿道環境における大気質及び騒音が環境基準を超えている状況に留意し、工事関係者には、搬入搬出車両の効率のよい運行や低公害車・最新規制適合車等の導入を積極的に働きかけるなど、住民の生活環境への影響の低減に努めてまいります。
2 2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)について	
<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査結果により、環境影響の著しい増加傾向が見られる場合及び環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査結果により、環境影響の著しい増加傾向が見られる場合及び環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、貴市等関係機関と調整し、必要に応じて適切な措置を講じてまいります。

(4) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての尾張旭市長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
1 農地への復元に関する措置	
尾張旭駐車場用地の農地への復元に際しては、農地に有害物質及び建設廃棄物等が残らないよう適切な対応を図ること。	尾張旭駐車場用地の農地への復元に際しては、農地に有害物質及び建設廃棄物等が残らないよう適切な対応を図ってまいります。
2 尾張旭駐車場の解体工事中における環境の保全のための措置	
(1) 浮遊粒子状物質及び騒音について留意し、工事用車両の効率化、分散化、より環境への負荷の小さい工事用車両の利用促進など負荷の低減に努めること。	(1) 浮遊粒子状物質及び騒音の貴市における状況について十分留意し、工事関係者には、搬入搬出車両の効率のよい運行や低公害車・最新規制適合車等の導入を積極的に働きかけるなど、住民の生活環境への影響の低減に努めてまいります。
(2) 尾張旭駐車場は、近隣に住宅、医療機関、学校等が点在するため、解体工事中の騒音、振動、粉塵等の防止策に万全を期すとともに、特に、夜間、早朝における重機の稼働など住環境に及ぼすおそれのある工事を行わないこと。	(2) 工事の実施に当たっては、近隣の住宅、医療機関、学校等の立地状況を勘案して、解体工事中の騒音、振動、粉塵等の防止対策に万全を期してまいります。なお、原則として夜間、早朝における重機の稼働などは行わないこととしております。
(3) 当該地域は周囲が水田地帯であるため、濁水対策及び土砂流出防止対策に万全を期すこと。	(3) 工事中の降雨に伴う流出水については、沈砂池の維持管理を適正に行うとともに、濁りの状況を把握し、必要に応じ土砂流出防止対策について適切な措置を講じてまいります。
(4) 解体工事にあたりやむを得ず有害物質を使用する場合には、必ず市長に報告し管理を徹底すること。	(4) 工事に当たり、やむを得ず有害物質を使用する場合には、尾張旭市長に報告するとともに、管理を徹底してまいります。
(5) 尾張旭駐車場用地で生息が確認されたダルマガエルの保護及び生息環境の保全に関して、専門家の意見を参考に生息地の保全にできる限りの配慮をすること。	(5) 尾張旭駐車場用地で生息が確認されたダルマガエルの保護及び生息環境の保全に関して、専門家の指導や助言をいただきながら生息地の保全にできる限りの配慮を行ってまいります。

(5) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての日進市長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
1 ながくて南駐車場に係る工事用重機の稼働に伴う排気ガス・騒音・振動による生活環境への影響が見込まれることから、その低減に努めること。	1 ながくて南駐車場に係る工事用重機の稼働に当たっては、適切な環境保全措置を講じ、排気ガス・騒音・振動による生活環境への影響の低減に努めてまいります。
2 ながくて南駐車場に係る工事用車両の走行に伴う排気ガスによる生活環境への影響が見込まれることから、その低減に努めること。また、車両の適切な誘導を行い円滑な交通の確保に努めること。	2 ながくて南駐車場に係る工事用車両の走行に当たっては、適切な環境保全措置を講じ、生活環境への影響の低減に努めてまいります。また、車両の適切な誘導を行い円滑な交通の確保に努めてまいります。
3 その他工事にあたっては、本報告書に記載してある環境保全のための措置を適切に実施することはもとより、更なる回避・低減にも努めること。	3 工事に当たっては、本報告書に記載した環境保全のための措置を適切に実施するとともに、更なる回避・低減にも努めてまいります。

(6) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての豊山町長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
1 工事の実施にあたっては、本報告書に記載してある環境保全のための措置を確実に実施することはもとより、更なる回避・低減に努めること。	1 工事の実施にあたっては、本報告書に記載した環境保全のための措置を適切に実施するとともに、更なる回避・低減にも努めてまいります。
2 本報告書の想定を超える事態が生じた場合は、速やかに必要な対策を講ずること。	2 事前に予想し得ない環境への影響が生じた場合は、関係機関と調整し、適切な措置を講じてまいります。

(7) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての三好町長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
1 全般	
(1) 報告書に記載されている環境保全のための措置等を徹底し、解体する駐車場周辺の環境の保全に努めること。	(1) 事業の実施にあたっては、本報告書に記載した環境保全のための措置等を徹底してまいります。
(2) 施設解体工事期間中において、予想しえない環境影響が確認された場合は、関係機関と協議し、環境負荷を低減するための必要な措置を講ずるとともに、地域住民等に周知することで理解を得られるよう努めること。	(2) 事前に予想し得ない環境への影響が生じた場合は、関係機関と調整し、適切な措置を講じ、地元住民等の方々への周知に努めてまいります。
2 大気質、騒音	
解体工事実施に伴う大気質、騒音への影響を実行可能な範囲で回避又は低減を図り、環境への負荷の更なる低減に努めること。	解体工事実施に伴う大気質、騒音への影響を実行可能な範囲で回避又は低減を図り、環境への負荷の更なる低減に努めてまいります。
3 その他	
(1) 駐車場解体工事期間中において、工事用車両の誘導を適正に行うなど、工事用車両の走行による地域住民の生活環境への影響を低減するよう努めること。	(1) 駐車場解体工事期間中において、工事用車両の誘導を適正に行うなどして、工事用車両の走行による地域住民の生活環境への影響を低減するよう努めてまいります。
(2) 施設等の解体工事に伴い発生する廃棄物については、リユース及びリサイクルを積極的に推進し、リユース及びリサイクルができないものについては、適正な処理を行うこと。	(2) 施設等の解体工事に伴い発生する廃棄物については、平成17年9月14日に策定・公表した「2005年国際博覧会における廃棄物等の発生抑制・リサイクル及び地球温暖化防止対策行動計画(解体撤去編)」及び「環境配慮に関するガイドライン(解体撤去編)」に基づき、リユース及びリサイクルを積極的に推進するとともに、リユース及びリサイクルができないものについては、関係法令に基づき適正な処理を行ってまいります。

4 住民意見の概要及び博覧会協会の見解

- (1) 「2005年日本国際博覧会に係る追跡調査の手法等について(その5)」についての
 住民意見の概要及び博覧会協会の見解
 (住民意見の内、本環境影響評価追跡調査報告書に関連するものを対象としました。)

意見の概要	見 解
<p>追跡調査その1～その4までかかって、やっと公表の方法が改善され、インターネットで誰もが全文を見れるようになった。今後の追跡調査報告書、16年度モニタリング結果報告書等についても同様に公表されたい。</p>	<p>追跡調査の手法等につきましては、環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その1)の公表時からホームページに掲載しています。環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書及び環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書は、ページ数が膨大になりホームページに全文を掲載することは難しいことから、これまでもホームページには概要版を掲載し、報告書そのものは、博覧会協会名古屋事務所等において縦覧や貸し出しを行ってきています。</p>
<p>未だに追跡調査の手法等について、関係住民の意見を求める手続きが実行されていない。この追跡調査の手法等は、環境影響評価法では「調査方法書」に該当するものであり、本来なら1ヶ月の縦覧、2週間の意見受付の手続きが必要なものである。最低限の措置として、追跡調査の手法等について自主的に出された意見及びそれへの見解を、今後の追跡調査報告書に記載されたい。</p>	<p>経済産業省の「2005年日本国際博覧会環境影響評価要領(以下「要領」という。)」では、追跡調査の手法等の作成、公表については、手続きを定めていませんが、博覧会協会は、追跡調査の手法等を作成、公表し、それに対して住民の方からいただいたご意見について、環境影響評価追跡調査報告書に対するご助言やご意見に合わせて、協会の見解の中で回答させていただいています。</p>
<p>p2 「会場間ゴンドラの6号・7号支柱の工事については、オオタカの営巣期を避けて行う」とあるが、「営巣期」だけでは不十分である。少なくともp31やp135で記述しているように「繁殖期」とすべきである。</p>	<p>p2 「会場間ゴンドラの6号・7号支柱の工事については、オオタカの営巣期を避けて行う」は記載上の誤りがあり、p31やp135にあるように会場間ゴンドラの6号・7号支柱の工事については、オオタカの繁殖期を避けて行うこととしています。なお、環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)では繁殖期としています。</p>

意見の概要	見 解
<p>p4 瀬戸会場工区の解体工事の概要が示されているが、解体工事の規模が全くと言っていいほど記載されていない。これでは工事の環境への影響の程度を想定することができず、どんな調査や予測をすべきかの意見もだせない。どんな重機でどんな作業をどれぐらいの頻度で行うか、どれだけ物を運搬するのかを記載すべきである。以下、全ての工区について同様である。</p>	<p>解体工事においては、撤去する建築物（内装等を含む。）及び建築物の基礎掘削、埋め戻し工事、当該建築物敷地の整地工事等を行います。これらについては、追跡調査の手法等の本文中に記載しています。なお、解体工事は建設時に比べて、土木工事については既改変地以外で工事はいりませんし、大規模な切り盛りは行いません。農地については原形復旧することとしています。また、全体の規模については、追跡調査の手法等をもとに工事計画を具体化し環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その5）に記載しています。</p>
<p>p6 長久手会場工区の解体工事の概要で「汚水送水管については、前熊橋以東はすべて撤去することとし、予測・評価する。」とあるが、誰が考えても非常識な方針である。今後の維持管理費用がそれほどかかる訳でもなく、長久手町に移管すれば良いのではないか。こんな狭い道路をまたも何ヶ月も掘り返して交通渋滞を引き起こし、環境悪化を繰り返してはならない。</p>	<p>今回の環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その5）では、跡地利用においてそのまま残して利活用する施設も今後考えられますが、現段階では安全側に立って想定しうる最大規模の影響をアセスメントしています。なお、前熊橋は北熊橋の間違いでしたので環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その5）の中で修正しています。</p>
<p>p10 会場間ゴンドラ工区の解体工事の概要で「ゴンドラ支柱を撤去した跡地は、植生の回復を図る等の措置をとることとする」とあるが、その内容をp12の尾張旭・長久手・藤岡駐車場のよう、具体的に記載すべきである。</p>	<p>ゴンドラ支柱を撤去した跡地の植生の回復については、関係法令の森林法に従い、また、専門家のご助言、ご指導をいただきマツを植栽することとしました。</p>
<p>p10 会場間ゴンドラ工区の解体工事の概要で、6号・7号支柱の撤去方法を具体的に記載すべきである。P2の事業内容では「6号・7号支柱の工事については、オオタカの営業期を避けて行う」とだけあるが、設置工事と同様にヘリコプターで行うはずである。その旨と工事内容、コンクリート基礎などの運搬量を明記すべきである。</p>	<p>6号支柱の解体工事は、7号支柱を除く支柱の工事と同様ですが、工事時期を配慮することとしています。7号支柱については、ヘリコプターにより機材・廃材等の運搬を行うこととしています。工事内容は、建設時と同様に、ヘリコプターで解体した重機を運び、組み立てた重機で解体したコンクリート基礎（約50m³）をヘリコプターで搬出し、再び解体した重機を搬出するというものです。</p>

意見の概要	見 解
<p>p12 自家用車駐車場工区の解体工事の概要で「建設工事前に確認された注目すべき動物種について生息環境の保全や創出などの保全措置をとった」とあり、解体時の配慮が示されているが、保全措置をとった結果がどうなったかをまず明記すべきである。その結果によっては別の対応を検討する必要がでてくるはずである。</p>	<p>保全措置をとった結果については、環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成16年度）にとりまとめています。その結果から環境監視目標が達成されていると判断しましたが、建設工事前に確認された注目すべき動物種について生息環境の保全や創出などの保全措置をとったことから、解体時にも配慮を行うこととして、その方法を追跡調査の手法等に記載したものです。</p>
<p>p22 環境影響評価項目（瀬戸会場工区）の廃棄物等として、廃棄物と残土しか検討していないが、リサイクルの推進と称して、膨大な量の廃棄物が発生するはずである。また、コンクリート殻をその場で破砕してリサイクル品を作ることにも想定される。これらが適法、適正に行われるかを判断するため、どんなリサイクル品がどれだけ発生するかを事業計画として示すべきである。これは他の工区も同様である。</p>	<p>廃棄物については、廃棄物処理法に則って適正に処理することとしています。その発生量等については、環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その5）の中で記載しており、瀬戸会場工区を始めとする全ての工区分を、瀬戸会場工区の中でとりまとめ記載しています。</p>
<p>p33 環境影響評価項目（自家用車駐車場工区）で、大気、騒音、振動の「機材・廃材等の運搬」を選定しているが、廃棄物のように「博覧会の解体工事全体として影響を検討すべきものであり、瀬戸会場工区で全工区を合わせて整理する」（p34）ことが必要である。</p>	<p>各工区の工事による影響が大きいと思われる項目について、他の工区と重合することが予想されるものについては重合して予測・評価しています。</p> <p>自家用車駐車場工区は、瀬戸会場、長久手会場と離れた位置にあるものが多く、工事用車両の通行が重なるのは長久手駐車場だけと考えられることから、自家用車駐車場では、大気、騒音、振動の工事用車両による影響について、長久手駐車場を除いて単独で整理しています。</p>
<p>p36 瀬戸会場工区の大気質の現地調査実施時期が平成13年度となっているが、動植物のように工事前に最新の16年度にすべきである。少なくとも、なぜこんな古い資料を使うのか説明が必要である。ちなみに騒音の自動車交通騒音は14年度、環境騒音（上の山）は10年度、環境騒音（八草ターミナル）は14年度（p40）、振動の自動車交通振動は14年度、環境振動は14年度（p42）、水質は10年度（11年度にホウ素、フッ素追加）（p43）、植物は16年度（p45）、動物は16年度（p47）、触れ合い活動の場は10年度（p51）とバラバラである。この理由を示されたい。これは他の工区も同様である。</p>	<p>予測・評価においては、最新のデータを使用しています。しかし、大気質、騒音、振動、水質及び触れ合い活動の場では、会期終了後の工事直前では博覧会の影響を含んだデータとなってしまうため、博覧会の工事や供用中の影響のない工事着手前の最新データを使用しています。</p>

意見の概要	見 解
<p>p58 長久手会場工区の水質の現地調査実施時期が平成11年8月～12年7月となっているが、新聞報道にもあるように、香流川に放流している長久手浄化センターの水質が万博開幕後に長久手会場の排水処理を始めたため汚れがひどくなり、川の異臭に住民からの苦情もある。こうしたことから、現地調査は工事着工前、工事中、開会中の3種類について記載すべきである。</p>	<p>長久手会場工区の水質調査は、会場からの影響を把握するため会場の近くで行っており、環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)で公表しています。長久手浄化センターは水質調査地点より下流にあり、協会の水質調査に影響をおよぼす位置ではありません。</p>
<p>p74 会場間ゴンドラ工区の騒音の予測方法で「ヘリコプターについては騒音の伝搬理論式を基に予測(LAE)を行う。」とあるが、このLAEは単発騒音暴露レベルのことである。前回の工事中の追跡調査のアセスは最大騒音レベル83dBをもとに、航空機騒音の環境基準と比較するためWECPNL 69としていたが、飛行回数が少ないヘリポートを環境基準で評価するのはおかしい、単発騒音暴露レベルLAEを用いてLdenを予測し小規模飛行場環境保全暫定指針を使うべきと指摘しておいたが結果として無視された。</p>	<p>ヘリコプターによる機材・廃材等の運搬に伴う騒音への影響の予測・評価手法については、定まった手法はなく、本環境影響評価では学識経験者のアドバイスを頂きながら選定しています。今回はさらに建設時のモニタリング結果も考慮し、建設時と同様の方法で予測・評価しています。</p>
<p>p84 長久手駐車場の評価手法で、大気質、騒音、振動は「他の工区の工事用車両も考慮して評価する」(p84、86、88)、とあるが、廃棄物等、温室効果ガス等は「工事を行うすべての工区を加えて瀬戸会場工区で評価する」(p89)との違いは何か。</p>	<p>長久手駐車場では、工事用車両は通行するルートが他の工区の工事用車両と重なることから、これらの台数を重合して予測しています。廃棄物等、温室効果ガス等は解体工事全体として影響を把握するべきものとして整理しています。</p>
<p>p98 三好駐車場の現地調査地点で自動車交通騒音、振動を三好町福谷(坂上)で行うとしているが、p97によれば工事車両は全く別の三好町福谷(根浦)を通行し、そこでの予測を行うことになっている。現地調査地点は意味がない。調査地点を変更すべきである。</p>	<p>三好町福谷(根浦)は新設道路であり、道路開通時より工事用車両が走行していることから、工事用車両影響のなかった三好町福谷(坂上)の既存現地調査結果による一般車両の時間帯別走行パターンをもとに時間当たりの計画交通量を求め、予測・評価したものです。</p>
<p>p116 調査結果の概要(瀬戸会場工区)の交通量R-1(主要地方道力石名古屋線)が、協会のホームページの数値と異なっている。春季小型車30,403台/日、合計35,199台/日になっているが、協会のホームページでは小型車29,184台/日、合計33,970台/日となっている。</p>	<p>平成14年6月の段階では小型車29,184台、合計33,980台としていましたが、その後集計に誤りがあることがわかり、平成15年9月に公表した環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)では訂正をして取りまとめています。</p>

意見の概要	見 解
<p>p118 調査結果の概要(瀬戸会場工区)の自動車交通振動の現地調査結果が、協会のホームページの数値と異なっている。R-3(国道155)春季の夜間が37 dB、R-4(県道愛知青少年公園瀬戸線)春季の夜間が30 dB、となっているが、協会のホームページでは、それぞれ38 dB、31dBとなっている。</p>	<p>ホームページ上に掲載している環境情報システムでは、振動の場合、1時間値が30dB以下の場合30dBとして計算しています。予測・評価に当たっては、より精緻な数値となるよう30dB以下も実数で計算していますので数値に差が出たものです。</p>
<p>p120 調査結果の概要(瀬戸会場工区)の水質は、なぜ平成10年(追加項目11年)という古い資料しかないのか。また、当時の環境影響評価書では、現況調査をこの矢田川(天神橋)以外にも、赤津川、篠田川、海上川で行っているが、なぜ今回は1地点に減少させたのか。</p>	<p>工事着手前の最新データが平成10年のため、この資料を記載しています。 現地調査につきましては、博覧会の瀬戸会場の規模を縮小した段階で、修正評価書(平成14年6月)の時から現地調査地点を矢田川(天神橋)1地点としています。</p>
<p>p134 調査結果の概要(瀬戸会場工区)のオオタカの調査方法が「定点観察調査」に限定されているのは不十分である。ハチクマでは定点調査のほかに踏査調査を行い「新たなハチクマの巣を確認した」(p136)のだから、オオタカも同様に踏査調査を行うべきであった。</p>	<p>追跡調査の手法等においては、調査結果の概要として、定点観察調査結果を記載していますが、環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)では定点観察調査結果だけでなく踏査調査結果も記載しています。</p>
<p>会場間ゴンドラ屈曲装置の稼働音は上之山町3丁目6組まで絶え間なく聞こえてくる。ゴンドラ搬器が屈曲装置に出入りする際には金属音が断続的に聞こえてくる。 「重機の稼働による影響については・・・環境要素から除外した。」という記述がある。しかし屈曲装置撤去工事については環境要素に入れるべきである。この記述は現地で生活している人間との感覚のずれを感じさせる。 (他に同趣旨1件)</p>	<p>会場間ゴンドラ工区については工事範囲が非常に狭く、同時に稼働できる工事用重機の台数も限られます。よって、重機の影響はあるものの工事全体の量と比較すると影響は小さいと判断して「軽微である」として除外しました。それは、中間屈曲装置撤去工事の場合も同様です。</p>
<p>特に保安林内第7号支柱周辺環境はかつては騒音も振動も二酸化硫黄も粉じんも何もなかった。手法の中で周囲が山林であり環境への影響は軽微であり除外した」とあるが、かつては全く無かった保安林内の大気汚染が本事業工事によりもたらされてしまったことは確かであり、軽微という言葉であたかも問題が無いような表現をするのは納得できない。</p>	<p>要領では、項目の選定において、影響の程度が極めて小さい場合には項目を選定しないことができるかとされています。一切の環境への影響を否定するものではありませんが、周囲が山林であり、整地面積も支柱付近の狭い範囲に限られ、また、同一箇所における重機の稼働台数も限られることから、影響は軽微であると考えられ、会場間ゴンドラ工区における重機の稼働はこれに該当するとして、項目から除外しました。</p>

意見の概要	見 解
<p>粉塵については、第7号支柱からわずか70mで当町に至る。また、第7支柱は標高198.50mあり、当町と比較して60m高低差がある。粉じんは空気より重いので重力により下降し、風向きによっては当町にすばやく到達する。これについてはどのように評価するのか。</p>	<p>粉じんの発生する可能性について検討しましたが、第7号支柱は周囲が山林であることから、粉じん発生元となる風速は弱まる可能性が高いと考えられ、また、上之山町（環境）の気象の調査結果をみると、年間の主風向は北西系及び、南東系であり、住宅側が風下になる南西形の風はわずかであることから、粉じんの発生による影響は軽微であると考えます。</p>
<p>全ての鉄柱について、土台のコンクリートも含め、全て撤去し、速やかに現状復帰をすべく最大限の努力をし、復元完了するまで継続的にモニタリングすべきである。 （他に同趣旨3件）</p>	<p>ゴンドラ支柱の土台については解体工事によりすべて撤去する計画としており、森林の植生回復についても森林法に従いながら、専門家のご意見をお聞きし、7号支柱にはマツを植生する計画としています。 会場間ゴンドラ工区のモニタリングについては、必要な項目について解体工事終了まで実施する計画としています。</p>
<p>撤去のためのヘリコプター使用日は土日、祝日は避けるべきである。 （他に同趣旨1件）</p>	<p>機材・廃材等を運搬するためのヘリコプターは、朝・夕や休日を外した適切な時間帯に運用することとしており、飛行日程、時間帯の周辺住民への周知徹底を行うこととしています。</p>
<p>解体工事についての住民説明会は行うのか。いつどこで開くのか早急に知らせたい （他に同趣旨2件）</p>	<p>本追跡調査の手法等に係るご意見ではないと考えます。 瀬戸会場工区と会場間ゴンドラ工区の解体工事については平成17年8月22日に山口連区自治会役員会で説明しており、平成17年9月6日には住民の方々への説明会も実施しています。</p>
<p>「博覧会協会が整備した建築物や設備については全施設撤去とする」と記述されているが、新聞には残す施設を検討している記事があった。撤去施設が決まった段階であらためて手法等を出すべきである。</p>	<p>跡地利用において、そのまま残して利活用する施設も考えられることから、現段階において想定しうる最大規模の影響をアセスメントしています。施設等が残った場合は撤去による工事量が減少することから環境への影響は小さくなると考えられることから、改めて追跡調査の手法等を出す予定はありません。</p>
<p>7号支柱の解体工事を10月から12月に実施することにしており（ヘリコプターの使用を含む）・・・環境要素から除外した。」という記述がある。 平成17年6月現在、上之山町3丁目にあった2つのオオタカの巣にはオオタカは営巣していない。オオタカが営巣していないのに現在でもオオタカがいるように思わせるような記述があることに矛盾を感じる。</p>	<p>営巣の実績があるため配慮することとしています。現在営巣していない場合でも今後するかもしれないため、撤去時も配慮することとしています。なお、上之山町3丁目に2つのオオタカの巣があったということについて承知していません。</p>

意見の概要	見 解
<p>アセスの手続きについて、撤去に係るアセス方法書の段階から市民の意見を積極的に受け付けることがアセスの趣旨にかなうものと考えるが、なぜその周知を怠っているのか。</p>	<p>博覧会協会のアセスメントの手続きを定めた要領では、追跡調査の手法等の作成、公表、意見募集をする手続きは定められていませんが、これまでも追跡調査の手法等を公表し、その後いただいたご意見についても、環境影響評価追跡調査報告書にいただいたご意見とともに、大臣助言等への見解に合わせて、ご意見に対する見解を公表しています。また、この見解を各メディアにお知らせすると同時にホームページにも掲載しています。</p>
<p>オオタカについては瀬戸会場で記載しているがゴンドラではヘリコプターの使用などの大掛かりな事態が想定されているにも関わらず、評価がほとんど無い。特にオオタカについてはこんなずさんな評価では種の保存法に反する恐れがある。また、ゴンドラ工区ではかねてから要望がある絶滅危惧種であるシラタマホシクサ、カザグルマが含まれていないのはなぜか。</p>	<p>「会期終了後の工事に伴う環境影響評価」においては、解体・撤去に係る工事影響だけをみており、工事影響としては、「ヘリコプターによる機材・廃材等の運搬」及び「重機の稼働」による猛禽類や繁殖鳥類への騒音影響が考えられましたが、6号支柱及び森林内の7号支柱の解体工事を10月から12月に実施することとし(ヘリコプターの使用を含む。)、オオタカの繁殖期及び繁殖鳥類の繁殖期を回避していることから、予測評価の対象から除外しています。</p> <p>オオタカに関する影響としては、どの時期よりも繁殖期に係る影響が最も大きいものと考え、この繁殖期の影響をいかに回避・低減できるかという観点から評価しています。このような基本的考え方や影響の回避・低減策については、国際博会場関連オオタカ調査検討会のご助言に沿って対応しています。</p>
<p>2004年度のモニタリング調査報告書も同様で、ゴンドラ項目としてオオタカ、シラタマホシクサ、カザグルマが明記されていない。</p>	<p>カザグルマ、シラタマホシクサに関しては、環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)における予測・評価の検討過程において、これらの生育地及び生育地近傍における地形改変等を回避したこと、モニタリング調査及び会期終了後の工事に伴う環境影響評価において設定した調査対象地域では、モンゴリナラ、カンアオイ類及びウンヌケ以外の注目すべき植物種の生育は確認されなかったことから予測・評価の対象とはしていません。</p>
<p>住民説明会を踏まえ、住民からの意見募集を経た上でなければ、関係市町町長は住民意見を反映した「助言」を形成できないはずだ。関係市町長に「助言」を求める前に、住民説明会を実施してほしい。</p>	<p>関係市町には報告書の内容を説明させていただき、関係市町の説明会にも求めに応じて出席しています。</p> <p>市町長の助言形成については、博覧会協会がコメントする立場にありません。</p>

意見の概要	見 解
<p>オオタカの調査は解体工事終了後も継続させるべきである（鉄柱工事以降、上之山町3丁目ではオオタカの姿が見られなくなった。7号支柱に近接した所にあったオオタカの巣がなくなっている）。</p>	<p>要領では、環境影響評価追跡調査は解体撤去工事までとされており、オオタカの調査は解体工事終了まで実施する計画としています。</p>
<p>昨年はゴンドラルート近くで営巣していたオオタカは3羽の雛を巣立たせたが、今年ではオオタカの姿さえ確認できない。7号支柱建設では違法工事が行われ、支柱付近は裸地にされ植生が破壊された。このような事態にも関わらず、繁殖期を回避しているからという理由で、環境要素の抽出から除外していることは手抜き手法である。環境要素に抽出し、動植物の調査・予測評価の手法を具体化し、万博の理念を全うされたい。</p>	<p>オオタカについては、会場間ゴンドラ工区を含めた範囲について定点観察地点を配置しており、瀬戸会場工区と長久手会場工区で予測・評価できると考えています。環境影響評価項目の選定において会場間ゴンドラ工区でオオタカを除外したのは、オオタカの繁殖期に工事が行われないこととしており、建設工事中においても周辺地域でオオタカの繁殖は確認されていることから、オオタカへの影響は小さいと考えたためです。</p>

(2)「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」についての住民意見の概要及び博覧会協会の見解(住民意見の内、本環境影響評価追跡調査報告書に関連するものを対象としました。)

意見の概要	見 解
1 手続き	
<p>アセスメントの手続きについて撤去に係るアセス方法書の段階から、市民の意見を積極的に受け付けることがアセスの趣旨にかなうものと考えますが、なぜそのように周知を図らないのか。</p>	<p>博覧会協会のアセスメントの手続きを定めた要領では、追跡調査の手法等の作成、公表、意見募集をする手続きは定められていませんが、これまでも追跡調査の手法等を公表し、その後いただいたご意見についても、環境影響評価追跡調査報告書にいただいたご意見とともに、大臣助言等への見解に合わせて、ご意見に対する見解を公表しています。また、この見解を各メディアにお知らせすると同時にホームページにも掲載しています。</p>
<p>アセスの文書自体が入手しづらいこと、また、文書だけでは理解しづらい記載、内容になっていることから、会場周辺の地元市町において、撤去アセス及び2004年度モニタリング調査報告についての住民説明会を、関係市町と共同で、手続きの初期の段階で実施してください。</p> <p>住民説明会を踏まえ、住民から意見募集を経た上でなければ、関係市町長は住民の意見をきちんと反映したアセスに対する「助言」を形成することはできないはずで、関係市町長に「助言」を求める前に、住民説明会を実施してください。</p>	<p>追跡調査の手法等や環境影響評価追跡調査報告書については、公表時にホームページに掲載するとともに、直ちに博覧会協会名古屋事務所の市民コーナーに閲覧・貸出のための冊子を用意しています。要領では、追跡調査の手法等の公表を含め、説明会について定められていませんが、関係市町には報告書の内容を説明させていただき、関係市町の説明会にも求めに応じて出席しています。</p> <p>市町長の助言形成について博覧会協会がコメントする立場にありません。</p>
2 環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)	
<p>解体工事の規模を小さくするとともに、社会的に無駄な投資を無くして、環境への影響を少なくするため、長久手町浄化センターへの汚水排水管は、わざわざ撤去するのではなく、長久手町の意向も確経して、そのまま残して青少年公園の排水処理に活用すべきである。</p>	<p>博覧会協会が布設した汚水送水管については北熊橋までは撤去するという前提で予測評価を行っており、北熊橋から浄化センターまでの区間についてはそのまま残して活用しよう聞いています。</p>
<p>建設工事の時と異なり、工事中のモニタリングが貴重動物のオオタカ等に限定されている。建設工事さえ、多くの問題が大気、騒音などで出てきたのだから、全項目について工事中モニタリングを実施し、直ちに公表、適切な対応をとる体制とすべきである。</p>	<p>工事中に実施する項目については、環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)に示しており、オオタカ等に限定していません。</p>
<p>現地調査時期が項目でばらばら。大気は15年度、騒音、振動は14年度、水質は10年度、動植物は16年度、触れ合い活動の場は10年度、こ</p>	<p>予測・評価においては最新のデータを使用しています。しかし、大気質、騒音、振動、水質及び触れ合い活動の場では、会期終了後の工事</p>

意見の概要	見 解
これらの正当な理由はあるのか。	直前では博覧会の影響を含んだデータとなってしまうため、博覧会の工事や供用中の影響のない工事着手前の最新データを使用しています。
工事用重機の稼働時間が、8時間となり、建設工事までの稼働時間7時間より1時間多く18時までの計画にしてあるが、十分な検討をしているのか。	工事量と工事期間を検討した結果、1時間多い計画としています。
各駐車場の大気予測で、改変するはずの位置に面源位置が不足している。	工事計画に基づき、最大工事量の時期を予測対象時期に設定し、その時期の工事量、工事区域を設定していますので、予測対象とした時期に工事を行わないエリアについては、面煙源に含めていません。
工事用重機の燃料消費率が以前のアセス書（H14.3）より増加しているものがある（クローラクレーン50t 0.037 0.070）。どちらが正しいのかを確認するとともに、予測条件はどちらを用いてあるのかも確認する必要がある。	以前のアセス書である環境影響評価書（案）（平成14年3月）ではクローラクレーン50tについて記載の間違がありました。修正評価書（平成14年6月）及び今回の環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その5）においては、燃料消費率0.070として予測を行っています。
大気質の予測条件で一般車両は、建設時のアセスに用いた14年度の現況値であるが、いつのまにか値が変更されている部分がある（長湫1時間値9時、八草1時間値10時、石田1時間値8時、上ノ山1時間値10時）。どちらが正しいのかを確認するとともに、予測条件はどちらを用いてあるのかも確認する必要がある。	ご指摘の大気質の部分は、環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その2）での一般車の交通量ではないかと考えられます。環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その2）では、平成14年度の四季に測定した平均値を時間毎の設定交通量としています。環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その5）では、改めて検討した結果、平成14年度の秋季と冬季には博覧会の工事車両が含まれるため、平成14年度の工事着手前となる春季と夏季の二季平均値を設定交通量としています。従って、同じ時間帯でもその2とその5と交通量の値は異なることとなります。
予測条件で散水車を使うにもかかわらず、また、建設時には「回避又は低減のための方針」に含まれていた「散水の実施等による粉じんの飛散防止」が欠落している工区がある（八草ターミナル、全ての駐車場）。	八草ターミナル工区と自家用車駐車場工区の粉じんについては影響が軽微であるとして、手法の段階で環境要素から除外しており、除外した項目については「回避又は低減のための方針」に記載していません。
ヘリコプター騒音は、方法書で約束したLAE（単発騒音暴露レベル）で予測・評価していない。小規模飛行場環境保全暫定指針（平成2年9月18日 環大企342）に基づき、LAEから、Ldenによる評価をすべきである。	ヘリコプターによる機材・廃材等の運搬に伴う騒音への影響の予測・評価手法については定まった手法はなく、本環境影響評価では学識経験者のアドバイスを頂きながら選定しています。今回はさらに建設時のモニタリング結果も

意見の概要	見 解
	考慮し、建設時と同様の方法で予測・評価しています。
<p>工事用重機の騒音パワーレベルが以前のアクセス書（H14.3）より増加しているものがある（クローラクレーン 50t 104 105）。減少したものもある（バックホウ 0.8m³ 114 106）。どちらが正しいのかを確認するとともに、予測条件はどちらを用いているのかも確認する必要がある。</p>	<p>工事用重機の騒音パワーレベルについては、出典とした文献値と備考に示したような、実際に使用する工事用重機の規格を考察し、文献値の規格にない場合は、類似の重機の値を参考に騒音パワーレベルを設定しています。この結果、今回の解体工事においては、クローラクレーンについてはホイールクレーン等の他のクレーンと規格と大きさの整合をとることでクローラクレーン50tは105dBと値が上がっています。また、バックホウの規格は出典によれば、平積み0.6m³が山積みで0.8m³に相当します。同様に平積み0.8m³は山積み1.2m³に相当しますが実際の工事に当たっては、山積みを使用するほうが現実的であることから、バックホウ0.8m³については平積みから山積みに見直し、平積み0.6m³による106dBとして予測を行っています。</p>
<p>工事用重機の振動 - レベルが以前のアクセス書より極端に増加しているものがある（バックホウ 0.8m³ 58 63）。どちらが正しいのかを確認するとともに、予測条件はどちらを用いているのかも確認する必要がある。</p>	<p>工事用重機の振動レベルについては、出典とした文献値と備考に示したような、実際に使用する工事用重機の規格を考察し、文献値の規格にない場合は、類似の重機の値を参考に振動レベルを設定しています。</p> <p>また、「建設機械の騒音・振動データブック」によれば、騒音対策のあるバックホウを使用した場合には振動の値が上がることから、安全側に想定するため、今回の解体工事においては、バックホウ0.8m³については、平積み0.6m³に見直したうえで、振動レベルを63dBとして予測を行っています。</p>
<p>水質予測条件の基本となる降雨量が以前のアクセス書（H14.3）の約半分に設定しており、建設工事より3倍の改変量であるにもかかわらず、SS予測値が約1/3と常識外の値となっている。</p>	<p>24時間雨量は、修正評価書（平成14年6月）では50mm、今回の環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その5）では44.5mmで設定しており、雨量としては大差ありません。改変部面積が建設工事に比べ3倍となっているのは、瀬戸会場に加えて瀬戸ターミナル等を加えているためですが、沈砂池面積も4倍以上になっており、妥当な予測値と考えています。</p>
<p>水質の現地調査（10年度）は値が小さすぎる。矢田川（天神橋）で例えばBOD（年4回）が1.6～2.4mg/lとなっているが、国の調査（年12回）では1.8～9.0mg/lとなっている。全窒素、全燐はもっと極端である。測定手法に問題があ</p>	<p>水質の調査は「水質汚濁の環境基準について」等に準拠して実施しています。BODについても年4回の調査結果が年12回の調査結果の範囲にほぼ含まれていることから、現地調査結果は妥当なものと考えています。</p>

意見の概要	見 解
<p>るのではないか。</p>	
<p>土壌（表土）について、県条例の届出対象以上であるにもかかわらず、しかも全体として8万m³は場外搬出することがはっきりしているのに、「工事規模からして環境への影響は軽微なものと考えられる」ことから、「環境要素から除外した」としているのは問題がある。</p>	<p>土壌（表土）の工事による影響は土壌流出による影響を予測・評価するものですが、今回の解体撤去工事では既改変地で行われることから、保全すべき土壌の流出が想定される規模は小さなものと考えられ、環境要素から除外したものです。</p>
<p>建設工事の時より約6倍になり、大きな問題が発生すると想定される、廃棄物排出量の予測手法が示してない。また、36万人の工事作業員からの廃棄物発生量さえ示してない。</p>	<p>解体工事による廃棄物発生量は建設工事に比べて多くなることはやむを得ないと考えますが、如何に減らしてゆくかが大切であると考えます。</p> <p>廃棄物については、排出量の94%を再資源化することとしており、更に再資源化が向上するよう努めることとしています。</p> <p>工事作業員に伴い発生が見込まれる廃棄物は、地元自治体や一部事務組合の指導に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などを遵守し、全量、適正に処理することとしています。</p>
<p>触れ合い活動の場では、「工事車両の運行台数は～建設時の運行台数よりも少なく」とあるが、大気、騒音・振動の予測で工事車両が増加することに矛盾する。</p>	<p>触れ合い活動のアクセシビリティの変化は、瀬戸会場周辺の「吉田口」を運行する工事車両の影響を受けますので、この「吉田口」を運行ルートとする車両のみの計画運行台数を合計しています。その結果、建設時の運行台数よりも少なくなっています。</p>
<p>温室効果ガス等の予測で、工事用重機の延べ稼働台数が欠落しているものがある（大型ブレーカー、鉄骨カッター、深礎重機、杭打ち機、パイプロハンマー）。</p>	<p>環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その5）の表1-9-2において、大型ブレーカー、鉄骨カッター、深礎重機、杭打ち機、パイプロハンマーの項目の記載が抜けておりました。大型ブレーカーは、瀬戸会場工区312台、長久手会場工区160台、鉄骨カッターは瀬戸会場工区70台、深礎重機は瀬戸会場工区44台、杭打ち機は長久手会場工区81台、パイプロハンマーは瀬戸会場工区2台、長久手会場工区3台、八草ターミナル工区6台です。なお、予測結果はこれらの工事用重機の台数も加味しています。</p> <p>この訂正については、別添の「2005年日本国際博覧会に係る環境影響追跡調査（予測・評価）報告書（その5）の訂正について」に掲載しました。</p>
<p>本来の「追跡調査」といえば、着工の基礎となる最終的な環境アセスメントの評価予測があたったかどうかを検証する「事後調査」のこ</p>	<p>博覧会事業は、環境影響評価法においては、環境影響評価が必要とされる事業ではありませんが、環境影響評価法の趣旨を踏まえた環境</p>

意見の概要	見 解
<p>とをいうものである。すなわち、これまで追跡調査としてすすめられてきた(予測その1~その5)については、本来ならば2002年6月に公表された「修正評価書」に記載されるべきものであった。</p> <p>その意味で、これら「追跡調査」として行われたものは、それ自体、本来あるべき環境アセスメントから逸脱しているものといわざるを得ない。</p>	<p>影響評価を要領に基づき行っています。その中で、計画の熟度が低いものについては評価書公表後に調査、予測・評価することとなっています。本事業は万博という事業特性のため、段階的に熟度が高まっていくという特徴があり、2002年時点では計画熟度が低かったものについて、環境影響評価追跡調査報告書において、計画熟度が高まった段階で順次予測・評価してきました。</p>
<p>会期終了後の会場撤去工事に伴う環境への影響について、今回のアセス文書が公表されているわけで、その内容(今回の予測通りに会場撤去工事が進行したかどうか)については、博覧会協会が責任をもつべきは当然と考えられるが、撤去工事終了とともに博覧会協会自体も消滅してしまうのであれば、このアセス文書に示された予測評価が、仮に誤っていても、その責任を誰がとるのが明確でない。博覧会協会の解散後について、環境アセスメントの責任の所在はどこにあるのであろうか。今回の報告書にはそのことには触れられていない。</p>	<p>会期終了後の工事に伴う環境への影響については、工事終了時まで博覧会協会はモニタリング調査を実施することとしており、会期終了後の工事に伴う環境影響調査として行った予測・評価に対して責任を果たせるものと考えます。</p>
<p>跡地利用について何の計画も具体化をしないまま、万博だけは開幕し、そろそろ閉幕が近づいてきたこの時点になっても、「撤去工事」のみのアセスで済ませようとする態度は、真摯に環境アセスメントに取り組むものとはいえない。</p> <p>(他に同趣旨2件)</p>	<p>この環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)は、会期終了後の工事に伴う環境影響調査として、平成14年6月に公表された修正評価書の環境要素-影響要因マトリクスにおいても工事中だけを対象にすることを明確にしています。</p> <p>本環境影響評価追跡調査報告書では、現段階では安全側に立った想定しうる最大規模の影響をアセスメントすることで、工事中の環境への影響を予測・評価しています。施設等が残ることについては、工事計画を変更する場合でも、工事最盛期の工事量は増大させないよう工事の平準化を図っています。</p>
<p>瀬戸市上ノ山町・長久手町長湫・豊田市八草町等において、工事用車両の走行による「浮遊粒子状物質」及び「自動車交通騒音」の予測評価値が、環境基準値を超えている。いずれも、バックグラウンド値が環境基準値と同程度又はすでに超えているものの 工事の平準化 工事規模に合わせた工事用重機の適正配置と効率的使用 工事規模に合わせた工事用車両の効率的使用 機材・廃材等の搬入ルート</p>	<p>工事による影響についてはできる限り負荷を低減することが必要と考えます。バックグラウンド値が環境基準値と同程度又は既に超えている地点については特に回避又は低減のための方針を徹底し、更なる環境保全対策を促進することにより、博覧会協会が原因とされる環境への影響を、より少なくすることを心掛けています。</p>

意見の概要	見 解
<p>分散化 等の保全対策を徹底することにより「環境への影響は回避又は低減が図られる」ものと評価をしている。</p> <p>しかし、このことは、もともとバックグラウンド値が高いから、少々の上積みはやむを得ないとして評価しているが、はたして環境万博を目指している愛知万博の精神からみて問題ではないでしょうか。</p>	
<p>廃棄物については、いわゆる3Rが問題となる。リデュース、リユース、リサイクルである。報告書もこれに沿ってまとめている。しかし、ここでの特徴は、評価がきわめて抽象的な言葉で飾られていて、どうしてそのような予測評価が出来るかについて明らかにされていない。</p>	<p>廃棄物の予測方法は要領で示されており、「事業計画における廃棄物等の各発生諸元等をもとに、既存事例の引用・解析等により廃棄物等の種類毎の発生量を把握することによる。また、予測に当たっては、減量化率、再利用率等を踏まえるとともに、廃棄物等の処分方法を明らかにするものとする。」とされていますので、本環境影響評価追跡調査報告書においてもその方針で記載しています。</p>
<p>報告書はそれぞれの材質について再資源化率を算出している。それによると、おおむね95～99パーセントの再資源化率になり、これは当初予測の95パーセントを超える数字である。もっとも金属くず、その他を合計すると94パーセントという数字になっている。</p> <p>しかし、この数字の根拠は何なのだろうか。処理の内容は、破碎処理、分別回収などであるが、ではその再資源化されたものは、どこにどのように再利用されていくのだろうか。本当に全部資源として再利用されるのであろうか。</p>	<p>修正評価書(平成14年6月)においては再資源化率を95%として予測し、建設に当たっては更に再資源化率を向上させるよう詳細設計、建設してきました。今回の予測に当たっては、建設した部材等の内容を元に、解体する業者が算出した再資源化率を示したものです。なお、特定建設資材廃棄物については建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定もことから、95%以上の再資源化を行います。</p>
<p>解体工事に伴う影響というのなら、解体しないよりも、する方が環境影響が出ることは明らかである。会場をそのまま閉幕後も、別の目的でも再利用すれば、解体工事自体が不要であって、環境影響は最小にできよう。それよりは、この工事による影響は増大するのである。しかも前提は全部撤去である。残せるものは残す、これこそリユースではないか。「せっかく作ったものをすぐ壊すのはもったいない」という考え方は、この報告書にはかけられない。</p>	<p>本環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)では、工事による環境への影響を予測・評価しており、工事影響が最も大きくなる状況を想定して行っているものです。なお、関係機関との検討により施設が今後存置することもあることから、一部施設等が残ることになれば、工事量が減少することになり、環境への影響も減少し、その面でも望ましいことと考えます。</p>
<p>今注目を集めているアスベストの問題についても、今度の解体工事ではアスベストの問題は全くないのか。材料には一切アスベストは使われていないのか。元の青少年公園時代の建物の多くが解体されたが、これらにはアスベスト</p>	<p>解体の対象となる施設等でアスベストは解体されない施設の一部の部品に含有されているのみで、他には使われておりません。当該施設は、分解することなく、他地域に移設する予定です。なお、元の青少年公園時代の建物の解</p>

意見の概要	見 解
は含まれていなかったのか。	体においては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準」に従い適正に処理されたと聞いています。
<p>「2005年日本国際博覧会に係る追跡調査の手法等について(その5)」と、「2005年日本国際博覧会に係る追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)」は、「事業内容及び環境影響評価項目」、「調査、予測及び評価の手法(結果)」など、同じ内容・表現が繰り返し使われている。調査地点や調査期間の違いによって、結果も違いがみられることから、同じ内容・表現が繰り返し使われたことに問題がある。全体が通し番号になっていないために、見直しをする時にどの項目の部分だったのか混乱が生じる。</p>	<p>追跡調査の手法等について(その5)は、平成16年1月から12月までの調査結果を用い、追跡調査(予測・評価)報告書(その5)及び環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)は、平成16年4月から平成17年3月までの調査結果を用いています。これは、その報告書をまとめる段階において最新の1年間のデータ用いているからです。</p> <p>しかし、双方とも植物及び動物の主要な調査期間である4月から12月までの期間を含んでいるため、その期間の調査結果としては、ほぼ同じ内容となりますので、同様の内容、表現を使用することとなります。</p>
<p>元の環境に戻すことを前提とするのでなく、現在の駐車場は生物の棲める環境でないので問題なしといている。「会期終了後の工事に伴う環境影響」は、解体工事中にだけ言及するものではない。</p>	<p>「会期終了後の工事に伴う環境影響」は、解体工事中を対象にしています。</p> <p>なお、駐車場で確認されている注目すべき動物種については、本環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)の対象とはしていませんが、解体時においても工事期間中は保全地を維持し、工事区域での営巣や産卵を防ぐことにより動物への工事による損傷を回避するなど、環境保全措置は取ることとしています。</p>
<p>「工事中の騒音による影響」においては、忌避反応が想定されるオオタカ、ハチクマ、ムササビ、繁殖鳥類については「繁殖期の値ではない、これより低い、影響を与える騒音レベルの閾値を特定できないため、予測には不確実性が残る。」とされているが、それゆえに保全措置が必要ではないのか。オオタカの飛翔軌跡の繁殖期と非繁殖期とはほぼ重なっているが、非繁殖期であっても追い出しの可能性は繁殖期よりも定地性が低いだけに多いと考えられないだろうか。</p>	<p>オオタカ、ハチクマ、ムササビ、繁殖鳥類については専門家のご意見をもとに繁殖期における影響が最も重要であると判断しており、繁殖期における低減措置としては、騒音のピークがこれら鳥類の非繁殖期になるよう、工事工程を組んでいます。</p>
<p>ムササビの夜間照明について「工事中もムササビの生息は変わらず確認されており、建設時と同様の回避低減のための方針にしたがった保全対策を実施することにより・・・ムササビの生息に影響を与える可能性は低いと予測された。」と書かれているが、どのような低減対</p>	<p>会場整備時において夜間工事は極力避け、照明は最小限にし、外部への漏れをできる限り防止する措置をとってきました。また、低騒音工事用重機を使用するとともに、重機等の稼働の集中を避ける工事工程とするなどの措置もとりました。しかし、これらの措置のどれがどの</p>

意見の概要	見 解
<p>策が行われ、効果をもたらしたのかを立証し、その結果を是非生かしてもらいたい。ただ単にその場を離れずに、巣箱のような人工の構築物でも利用するしたたかさを持ち合わせているのではないか。クレーンや足場を使い滑空を見せたムササビ君と共存できる人工の森を展示してはいかがでしょう。</p>	<p>程度ムササビの生息維持に効果を発揮したか、検証することは困難ですが、建設工事期のモニタリング調査結果を踏まえ、これらの措置は同等に効果があるものと捉え、会期終了後の工事の際も同様に実施していくこととしています。また、これらの調査結果等については、今後の他事業で活かせるよう、公表していきます。</p>
<p>第4章 会場間ゴンドラ工区の解体工事の概要で「ゴンドラ支柱を撤去した跡地は・・・植生の回復を図る等の措置をとることとする。」とあるが ここでいう「跡地」なるものは支柱の基礎部分のコンクリートをも撤去したのものとして想定して良いのか。</p>	<p>ゴンドラの解体工事では支柱の基礎部分のコンクリートも撤去する計画です。</p>
<p>第1節 影響要因の抽出にて「・・・重機の稼働台数も限られること、残土の発生もほとんどないことから影響要因から除外した。」とあるが「限られる」と「限られない」、「ほとんどない」と「ほとんどないわけではない」の線引きはどこでなされるのか？あいまいなのも不安を誘う。</p>	<p>重機の稼働は建設時と同様に、支柱の基礎周りだけで、新たな改変は行いませんので、駐車場等、面的な工事に比べ台数もごく少数に限っています。また、残土については支柱の基礎部分の整地であり、ほとんどないとしています。</p>
<p>第2節 環境要素の抽出で粉塵についての記載で「周辺は山林がほとんどであることにより、環境への影響は軽微なものと考えられることから環境要素から除外した。」とあるが現在過去の粉塵によつての健康被害が取りざたされている真っ最中である。ゴンドラ支柱にアスベストが使用されているとは思いたくないが、現在の粉塵への世間の見方からして いささか問題があるのではないかと。そもそも第7支柱から一般住宅までわずかな距離である。影響軽微であると何をもって判断されたのか。</p>	<p>ゴンドラの支柱にアスベストは使用されていません。</p> <p>粉じんの影響は、粉じんの発生する可能性を検討しますが、第7号支柱は周囲が山林であることから、粉じん発生の元となる風速は弱まる可能性が高いと考えられ、また上之山町(環境)の気象の調査結果をみると、年間の主風向は北西系及び、南東系であり、住宅側が風下になる南西形の風はわずかであることから、粉じんの発生による影響は軽微であると考えます。</p>
<p>今回の報告書にある調査結果の概要のオオタカの飛翔軌跡ですが、観察地点の異なる瀬戸会場工区と長久手会場工区の図が同じである事は何を意味しているのでしょうか。</p>	<p>これまでは瀬戸会場工区と長久手会場工区の別々の飛翔軌跡を便宜的に示していましたが、有識者の方からオオタカの行動範囲は非常に広く、個体識別もできていない等のご意見を踏まえ、オオタカの全飛翔軌跡を一枚の図面に表示する方がより適切であると判断したため、現在のように瀬戸会場工区と長久手会場工区の図が同じになっています。</p>
<p>オオタカについては瀬戸会場の部分で記載されていますが、ゴンドラの工事では、ヘリコプターの使用など大掛かりな事態が想定されているにもかかわらず、それらに対応する環境</p>	<p>「会期終了後の工事に伴う環境影響評価」においては、解体・撤去に係る工事影響だけをみており、工事影響としては、「ヘリコプターによる機材・廃材等の運搬」及び「重機の稼働」</p>

意見の概要	見 解
<p>影響評価がほとんどなされていません。ゴンドラ工区として取り扱わなければ評価の意味がありません。ゴンドラ6、7号支柱の解体工事は10 - 12月に行い、オオタカの繁殖期を回避しているため、オオタカは要素から除外されていますが、この辺りはオオタカがハンティングなど高利用する空域であり、与える影響は避けられないので、要素に含めて評価を行うべきです。</p>	<p>による猛禽類や繁殖鳥類への騒音影響が考えられましたが、6号支柱及び森林内の7号支柱の解体工事を10月から12月に実施することとし(ヘリコプターの使用を含む。)、オオタカの繁殖期及び繁殖鳥類の繁殖期を回避していることから、予測評価の対象から除外しています。</p> <p>オオタカに関する影響としては、どの時期よりも繁殖期に係る影響が最も大きいものと考え、この繁殖期の影響をいかに回避・低減できるかという観点から評価しています。このような基本的考え方や影響の回避・低減策については、国際博会場関連オオタカ調査検討会のご助言に沿って対応しています。</p>
<p>本年、6月に開催されたオオタカ検討委員会や、地元で調査活動をされる方のご報告によれば、今期、ゴンドラルート付近ではオオタカは営巣できず、そこから離れた場所での営巣も放棄された可能性があるとのこと。このように既に影響が認められる状況があるにも関わらず、アセスの要素からも除外し評価を行わずして、どのようにしてオオタカの保護をはかることができるのでしょうか。</p>	<p>「会期終了後の工事に伴う環境影響評価」においては、会期終了後の工事に伴う環境影響を予測・評価するものであり、建設工事中である平成16年4月から平成17年3月までの繁殖期において、オオタカが繁殖している事実に基づき、6号支柱及び森林内の7号支柱の解体工事を10月から12月に実施することなどの環境配慮事項をとりまとめました。これらを踏まえた上で、オオタカの繁殖期及び繁殖鳥類の繁殖期における6号支柱及び森林内の7号支柱の解体工事を回避していることから予測・評価の項目から除外しています。</p> <p>なお、オオタカは自然状態においても営巣地の変更や営巣を放棄することはあり、今年の調査結果のみを用い、直ちに博覧会工事による影響が有ったと判断することは非常に困難であり、会期終了後の工事中においても引き続きモニタリング調査を行うこととしています。</p>
<p>ゴンドラ工区の注目すべき植物種に、ゴンドラ支柱近く及び改変の影響を受ける位置に確認されているはずの絶滅危惧種・カザグルマ、シラタマホシクサが、撤去のアセスにもモニタリング報告にも、どこにも名前が見当たらないのはなぜか。 (その他同趣旨1件)</p>	<p>カザグルマ、シラタマホシクサに関しては、環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)における予測・評価の検討過程において、これらの生育地及び生育地近傍における地形改変等を回避したこと、モニタリング調査及び会期終了後の工事に伴う環境影響評価において設定した調査対象地域では、モンゴリナラ、カンアオイ類及びウンヌケ以外の注目すべき植物種の生育は確認されなかったことから予測・評価の対象とはしていません。</p>
<p>大観覧車や瀬戸会場の水素ガスステーション</p>	<p>大観覧車や水素ガスステーションについて</p>

意見の概要	見 解
<p>ン、瀬戸会場の大皿については、全撤去を基本として取り組み、評価すべきでないか。 (その他同趣旨1件)</p>	<p>は、解体撤去する施設として予測・評価しています。なお、瀬戸市が設置した大皿は博覧会後も、そこに残されるものと聞いています。</p>
<p>撤去工事終了までの環境影響評価は、これまでの手続きに沿って行うべきと考えます。貴協会が解散されるなどの問題は、愛知県と相談され、しかるべき愛知県の部署に引き継ぐなどして、アセスは最後まで全うすべきです。</p>	<p>博覧会協会は撤去工事終了まで、追跡調査計画に従い追跡調査を実施します。工事終了後にも追跡調査が必要となる場合には、会場跡地の管理予定者等と十分調整します。</p>
<p>3 環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)</p>	
<p>「ダルマガエル」のモニタリング調査結果において、平成16年5月のモニタリング調査では、191個体確認していたにもかかわらず、その直後に地元小学生により保全区内へ2,413個体の移植が行われた。過密な移植と非難された結果、10月には71個体しか確認されなかった。「評価」においては、「監視目標は尾張旭駐車場周辺で生息が確認されること」となっており、「監視目標は達成されていると判断された。」としていることは、アセスメントにおける予測・評価の間違いを訂正することなく、新たにモニタリング調査で予測・評価することには問題がある。</p>	<p>「ダルマガエル」のモニタリング調査は、環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その3)の動物(注目すべき動物種)の予測・評価において、「尾張旭駐車場整備に伴う影響は回避または低減できるものと判断し、計画地及びその周辺でのダルマガエルの生息を維持することは可能であると判断した」としていますが、「しかし、個体の移入及び移入先での生息維持、調整池への生息地の創出など環境保全措置の効果に対しては、予測の不確実性を伴うことから」としていることから、モニタリング調査を実施することとしています。</p> <p>保全区はダルマガエルの生息維持をより確実にするための措置として設けました。</p> <p>平成16年度のモニタリング調査では、尾張旭駐車場内の保全区及び周辺域にダルマガエルが生息していることを確認しましたので監視目標は達成されていると判断しました。なお、モニタリング調査において新たに予測・評価は行っておりません。</p>
<p>瀬戸会場工区の調査において、ほとけ沢のホトケドジョウがないが、その後どうなったのでしょうか。工事による影響を回避出来るはずしておいたにもかかわらず、回避措置として捕獲保護したのであれば、現在はどうなっているのでしょうか。その後の保全措置をも含め、きちんとした説明があるべきである。もし、工事の影響を心配してこの様な措置をとったのであれば、モニタリング調査も含め保全措置をとるべきである。</p>	<p>ほとけ沢のホトケドジョウについては、会場整備の際に沢に対する直接改変を回避しており、博覧会協会が行うモニタリング調査の対象となっておりません。なお、ホトケドジョウを捕獲保護については、愛知県が専門家と相談しながら実施したものと聞いています。</p>
<p>ギフチョウ、ハッチョウトンボの調査は相変わらず目視調査である。ルート、面積、人数、熟練度により、比較の精度が変わるものを同列で並べて比較できるものではない。例えば、青</p>	<p>本環境影響評価では専門家とも相談しつつ、現時点で従来から最も信頼性が高く一般的な手法である目視調査を行っています。</p>

意見の概要	見 解
<p>少年公園の閉鎖前の平成12、13年と閉鎖はしたが全く人が入っていない14年、造成工事の始まった15、16年と比較してみると、工事のために大型車輛が入り、多くの人が往来する時期にギフチョウの成虫も卵も約倍近く増えている。調査への主観的な影響が出ないために、誰にでも分かる客観的な、そして科学的な手法を取り入れるべきである。</p>	
<p>ゲンジボタルが吉田川の一番下流と水路、環境水田に多く見られたのは、自然発生しているとは考えにくい。吉田川に出来たビオトープではゲンジボタルの生息は難しいと考えられるが、もともと生息していたと言われるものをも含め、地元個体群のDNA鑑定をして、養殖説を払拭していただきたい。如何にゲンジボタルが飛んでいる時を強調しても、自然発生的にゲンジボタルが生息できる環境を再生しなければ環境万博は見せかけだったということになるだろう。</p>	<p>会場周辺の吉田川一帯では、会場整備に係る工事前から現在まで、専門家の指導のもとに地域住民によりゲンジボタルの保全活動が行われています。その保全活動の一環として、市道吉野3号線改修の際、吉田川やその周辺水路に生息していた成虫から得た卵を孵化させた幼虫を飼育していました。その一部を、環境水田や吉田川にできたビオトープに放流したと聞いています。</p>
<p>調査結果の概要に「平成17年繁殖期・・・営巣地Eでは繁殖に関わる行動は観察されなかった。」(予測・評価p211)とし、「影響は回避又は低減されていると評価」(モニタリングp168)とあります。繁殖が絶望的なのに影響回避との評価は納得できるものではありません。</p>	<p>環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)のp168に示してある、「影響は回避又は低減されていると評価」との文言は、それぞれ過去の修正評価書(平成14年6月)と環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)の評価内容を再掲したものであり、これを踏まえて「国際博会場関連オオタカ調査検討会」から示された配慮事項に従うとともに、予測の不確実性を考慮し、追跡調査を実施してきた、その経緯を示しています。モニタリング調査の評価は、その文言の次段落で、「存在影響が確定する直前の平成16年度において、瀬戸会場周辺において継続的にオオタカの繁殖行動が確認されていることから、現段階では監視目標は達成されていると判断される。」としています。</p> <p>また、環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)のp211に示してある、「平成17年繁殖期・・・営巣地Eでは繁殖に関わる行動は観察されなかった。」との文言は平成17年3月までの調査結果の概要を記載したものであり、引き続き平成17年度もモニタリング調査を実施し、その結果をみた上で評価していくこととしています。</p>